

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社三十三フィナンシャルグループ			コード	7322
提出日	2021/6/3	異動（予定）日	2021/6/25		
独立役員届出書の提出理由	独立役員として届け出ている社外取締役（監査等委員）の藤原信義氏が退任するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	野呂 昭彦	社外取締役	○										○					有
2	古川 典明	社外取締役	○										○					有
3	種村 均	社外取締役	○										○					有
4	吉田 すみ江	社外取締役	○										○					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	野呂昭彦氏とは当社の連結子会社である株式会社三十三銀行と通常の銀行取引がありますが、同氏の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	野呂昭彦氏は、当社グループとの間に特段の利害関係はなく、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。従って、社外取締役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、独立役員としております。
2	現在、株式会社ミッドランド経営の代表取締役及びミッドランド税理士法人の代表社員として業務執行の任にあります。当社の連結子会社である株式会社三十三銀行と株式会社ミッドランド経営との間には通常の銀行取引のほか、ビジネスマッチング業務に関する契約（株式会社三十三銀行が紹介した顧客と当社との間で会計税務に関するコンサルティング契約等が成約した場合に同社から報酬を受け取る契約）があります。また、同社と当社の連結子会社である株式会社三十三総研との間には顧問契約があります。なお、株式会社三十三銀行とミッドランド税理士法人との間には通常の銀行取引があります。株式会社ミッドランド経営及びミッドランド税理士法人と当社グループとの間における取引額等については、同社及び同法人それぞれの売上高に占める当社グループとの取引による売上高並びに当社の連結業務粗利益に占める同社及び同法人それぞれとの取引による業務粗利益はいずれも1%未満であります。また、古川典明氏は株式会社三十三銀行と通常の銀行取引がありますが、同氏の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	古川典明氏は、当社グループとの間に特段の利害関係はなく、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。従って、社外取締役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、独立役員としております。
3	種村均氏とは当社の連結子会社である三十三銀行と通常の銀行取引がありますが、同氏の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	種村均氏は、当社グループとの間に特段の利害関係はなく、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。従って、社外取締役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、独立役員としております。
4	吉田すみ江氏とは当社の連結子会社である三十三銀行と通常の銀行取引がありますが、同氏の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	吉田すみ江氏は、当社グループとの間に特段の利害関係はなく、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。従って、社外取締役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、独立役員としております。

4. 補足説明

【社外取締役の独立性判断基準】

- 第1条 当社において社外取締役が独立性を有すると判断するためには、以下の要件を全て満たさなければならない。
- (1) 現在において、当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、「業務執行者」という。）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者であったことがないこと。
 - (2) その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者であったことがないこと。
 - (3) ① 当社グループを主要な取引先（※1）とする者またはその業務執行者でないこと。
② 当社グループの主要な取引先（※1）またはその業務執行者でないこと。
 - (4) 現在または最近において、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※2）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（その者が法人等の場合は、その法人等に所属する者をいう。）でないこと。
 - (5) ① 当社の取締役、執行役員または支配人その他の重要な使用人の近親者（※3）でないこと。
② 最近において当社グループの業務執行者または非業務執行取締役であった者（重要でない者を除く。）の近親者でないこと。
③ (3)(4)の要件に抵触する者（重要でない者を除く。）の近親者でないこと。
 - (6) 現在において、当社の主要株主（その者が法人等である場合には、その法人等の業務執行者をいう。）でないこと。
 - (7) 現在において、当社グループから多額の寄付（※2）を受ける者（その者が法人等である場合には、その法人等の業務執行者をいう。）でないこと。

第2条 前条に定める要件に形式的に抵触しない場合であっても、総合的に判断した結果、独立性に疑義がある場合には独立性を否定することがある。また、形式的に抵触する場合であっても、総合的に判断した結果、実質的に独立性を有すると判断される場合には、その理由を明らかにすることによって独立性を認めることもある。

※1 「主要な取引先」とは、直近の事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定する。

※2 「多額の金銭その他の財産」「多額の寄付」とは、過去3年平均で年間1,000万円を超える場合を基準に判定する。

※3 「近親者」とは、配偶者または二親等内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。